

有価証券の一単位当たりの
帳簿価額の算出方法の届出書

※整理番号

税務署受付印

<p>令和 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>	納 税 地	〒	電話() -	
	(フリガナ)			
	法 人 名 等			
	法 人 番 号			
	(フリガナ)			
	代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒			
事 業 種 目			業	

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を下記のとおり届け出ます。

区分	種 類	算 出 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日
売 有 買 有 目 的 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
満 等 期 有 保 有 目 的 証 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
そ 有 の 証 他 券		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
		移動平均法 ・ 総平均法	年 月 日
参 考 事 項			

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	--------	-------------	------------------	--------	-------------	--------	-----------------------	-------	--------

有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、有価証券を所有していなかった法人が新たに有価証券を取得した場合又は法人が従来所有していた有価証券と法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第119条の2第2項に掲げる区分及び種類の異なった有価証券を新たに取得した場合において、これらの取得した有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、必要事項を記載して提出してください。
 - (注) 1 法令第119条の2第2項に掲げる区分とは、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の別をいいます。
 - 2 法令第119条の2第3項第1号に掲げる保険業法第118条第1項に属する有価証券を有する法人については、その特別勘定に属する有価証券である旨を参考事項欄に記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。
 - 3 種類とは、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分によります。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分します。したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。

また、新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。
- 2 この届出書は、有価証券を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。
- 4 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類について1の(注)3に掲げる別に応じたその有価証券の種類を、例えば「外国法人発行の円貨建社債」等のように記載してください。
 - (2) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。
 - (3) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする有価証券の取得年月日を記載してください。
 - (4) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。